



土木工事施工管理基準の一部改正について（通知）

技術基準の種類：技術管理
通知日：平成7年10月30日

管第647号
平成7年10月30日

部内各課長殿
(建築課除く)
各土木事務所長殿
鳥取港湾事務所長殿

土木部長

土木工事施工管理基準の一部改正について（通知）

このことについて、港湾基礎捨石の出来形管理基準を別紙のとおり改正したので、平成7年11月1日以降起工決裁のものに適用してください。
(別紙)

出来形管理基準の一部改正新旧対照

【改正後】

工 種	測 定 項 目	規 格 値	出 来 形 管 理 基 準		注 意 事 項	備 考
			規 格 値	測 定 項 目		
港 湾 基 礎 捨 石	具 体 高	水 準 上	±5cm	測線及び測点間距離は5m以下とする。	(1) 測線及び測点間距離は5m以下とする。 (2) 測定間隔は5cmとする。 (3) 測定方法は、 (1) 測線に沿って10cmとする。 (2) 法面は傾角に測定する。	(注) 係留施設・護岸・二留 等々の背面については、 荒均しを適用しない。
		荒 均 し	±30cm	(1) 測線の測線及び測点間距離は10m以下とする。		
		荒 均 し (法面側面)	±0 -20cm	(2) 法面の測線間隔は10m以下とし、コンクリート壁に以下の場合は2.5m以下とする。		
		荒 均 し (ANAブロック) (Galvanneal)	±50cm			
		捨石投入指示	±70cm			捨石投入指示の場合に適用する。
大 幅 幅		±10cm	測線間隔は10m以下とする。	(1) 測線に沿って10cmとする。 (2) 法面は傾角に測定する。		
注 意		±10cm	法面上または法面側の指示により測定する。	(1) 測線に沿って10cmとする。 (2) 法面は傾角に測定する。		

【改正前】

工 種	測 定 項 目	規 格 値	出 来 形 管 理 基 準		注 意 事 項	備 考
			規 格 値	測 定 項 目		
港 湾 基 礎 捨 石	具 体 高	水 準 上	±5cm	測線及び測点間距離は5m以下とする。	(1) 測線及び測点間距離は5m以下とする。 (2) 測定間隔は5cmとする。 (3) 測定方法は、 (1) 測線に沿って10cmとする。 (2) 法面は傾角に測定する。	(注) 係留施設・護岸・二留 等々の背面については、 荒均しを適用しない。
		荒 均 し	±30cm	(1) 測線の測線及び測点間距離は10m以下とする。		
		荒 均 し (法面側面)	±0 -20cm	(2) 法面の測線間隔は10m以下とし、コンクリート壁に以下の場合は2.5m以下とする。		
		荒 均 し (ANAブロック) (Galvanneal)	±50cm			
	大 幅 幅		±10cm	測線間隔は10m以下とする。	(1) 測線に沿って10cmとする。 (2) 法面は傾角に測定する。	
注 意		±10cm	法面上または法面側の指示により測定する。	(1) 測線に沿って10cmとする。 (2) 法面は傾角に測定する。		